

消費者庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第2章 管理体制 (略)</p> <p><u>(公文書監理官)</u></p> <p><u>第3条の2 公文書監理官は、消費者庁組織令第3条第2項に規定する事務として、総括文書管理者の職務を助け、及び公文書管理に係る通報の処理に関する事務を行うものとする。</u></p> <p>(副総括文書管理者)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 副総括文書管理者は、<u>総括文書管理者の指名する者</u>をもって充てる。</p> <p>3 副総括文書管理者は、<u>第3条第3項各号に掲げる事務</u>について総括文書管理者を補佐するものとする。</p> <p>(監査責任者)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 監査責任者は、<u>公文書監理官</u>をもって充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則 (平成31年〇月〇〇日消費者庁訓令)</p> <p><u>この訓令は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第2章 管理体制 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(副総括文書管理者)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 副総括文書管理者は、<u>総務課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 副総括文書管理者は、<u>前条3項各号に掲げる事務</u>について総括文書管理者を補佐するものとする。</p> <p>(監査責任者)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 監査責任者は、<u>総務課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p>